

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで
昭和61年9月に市役所へ国民年金の加入手続に行き、後日、申立期間の国民年金保険料が未納である旨の連絡があり、すぐに市役所へ行って保険料を一括納付した。未納記録となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が市役所へ加入手続に行った後、同人が書き留めていたメモの中に「この期間分、納金していない為一括して納入 国民年金」と申立期間の隣に記入があることから、申立期間の国民年金保険料を一括納付したことが推認できる。

また、申立人が居住していた住所地の市役所は、未納期間の過年度納付書も市役所が送付していたとしており、申立人に係る国民年金被保険者名簿にも、申立期間の過年度納付書を送付した旨記載されている上、同市役所は、「過年度保険料は、原則、市役所では取り扱わないこととされていたが、現金を直接窓口を持参する人も多かったので、そのまま受け取ることもあった。」としており、申立人が過年度保険料を市役所で納付したとの主張に不合理な点はみられない。

さらに、申立人の妻が加入手続を行った時点では、過年度納付となる申立期間の納付書は1枚であるのに対し、現年度納付となる昭和61年度分の納付書は複数枚の冊子状であり、それぞれの様式が異なることから、申立人が現年度保険料を納付したことを勘違いしているとは考え難い上、申立人は、国民年金の加入手続後、未納なく保険料を納付期限内に納付しており、申立期間の納付書を受け取ったにもかかわらず、この期間だけ保険料を納付しないのは不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 52 年 12 月ごろ、夫と一緒に国民年金の加入手続を行った。60 歳までに 30 年納付できるように、夫と同様に昭和 48 年までさかのぼって納付した。夫の国民年金の記録は納付となっているのに、私の保険料のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後、国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和 50 年 12 月 26 日に払い出されている上、申立人が所持している A 市が発行した国民年金手帳保管証によると、少なくとも申立期間直後の昭和 50 年度から 53 年度までの保険料については、夫婦一緒に納付していることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫が所持している年金手帳によると、申立人の資格取得日は、申立人の夫と同じ昭和 48 年 4 月 26 日となっている上、社会保険事務所が保管している領収済通知書により、申立人の夫は、申立期間について過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料は夫婦一緒に過年度納付したものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における資格喪失日は、昭和44年8月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月1日から同年8月21日まで

厚生年金保険の加入期間について確認したところ、昭和44年8月21日にA社B工場からA社C支社に転勤したが、厚生年金保険の加入記録ではA社B工場の資格喪失日が同年8月1日となっている。厚生年金基金加入員資格取得届及び喪失届にも、昭和44年8月21日と記載されているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金基金の加入記録及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和44年8月21日にA社B工場からA社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、A社B工場における資格喪失年月日については、A社厚生年金基金が保管している厚生年金基金資格喪失届及び取得届には、「昭和44年8月21日」と記載されていることが確認できる。

さらに、A社の回答によると、申立期間当時において、厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届についてはいずれも複写式の届出様式であったことから、厚生年金基金に提出されたものと同一の記載内容の届出書が社会保険事務所に提出されたものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和44年8月21日に、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月 1 日から 40 年 3 月 26 日まで
② 昭和 40 年 4 月 5 日から 41 年 4 月 9 日まで

私はA社で勤務していた際、同僚数名と一緒にB社へ移った。しかし、B社での仕事が合わず、同僚も次々と辞めたので、すぐに辞めて同じビルに入っていたC社で事務をさせてもらうこととなり、1年ほど勤務した。上記勤務期間の厚生年金保険を受給できると思っていたのに、A社とC社での勤務期間について、脱退手当金を受給したこととなっていると知って驚いた。両事業所を退職する際、退職金をもらった覚えもないし、脱退手当金の受給手続を行ったことも受給したこともないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約2年2か月後の昭和43年5月22日に支給されたこととなっている上、申立期間当時の事務担当者が「当該事業所では、退職者に脱退手当金制度の利用を勧めていなかった。」としていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、これを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間は同一番号であるにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
年金融資を受けるためには最低 10 年の年金加入期間が必要だと言われていたので A 町で国民年金の加入手続をした。初めは自治会で払い、後には郵便局又は銀行の担当者に納付していた。申立期間の証拠書類については、当時、離婚の協議中であったので自宅に入れず書類は持ち出せなかった。住宅購入のための国民年金加入だったので未加入とは納付ができないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金住宅融資を受けるために国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしているが、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 5 年 5 月 24 日に払い出されていることが確認でき、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できない上、払出日において申立期間は時効により納付することはできない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料額（1 万 3,500 円）は平成 16 年度の保険料額であり申立期間の保険料額（5,200 円から 8,000 円）と大きく相違している。

さらに、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から42年3月まで

私が20歳になった時に、実母が国民年金の加入手続をして、集金人に保険料を払っていたのを覚えている。領収書等を挟んで膨れている国民年金手帳が2冊あったが、市役所で転入手続を行った時、それを処分されてしまった。処分された国民年金手帳に申立期間の保険料を納付したことが記録されていた。未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和36年10月に実母が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人が所持している国民年金手帳は、41年9月30日に発行されている上、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は同年11月30日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人は、現在も所持している国民年金手帳より前に、別の国民年金手帳が発行され、これを所持していたとしているが、申立人は、申立期間当時、住所地の移動は無く婚姻前で名前も変わっていないことから、国民年金手帳記号番号が二重に払い出されるとは考え難く、そのような形跡もうかがえない。

さらに、申立人は、20歳の時に加入手続を行った際に発行された国民年金手帳には保険料を納付した記録が記載されていたが、これを市役所で処分されたことにより納付記録が消えたと主張しているが、当時、国民年金保険料の納付は、印紙検認方式で行われており、市町村で検認した納付記録が社会保険事務所に報告されるとともに、国民年金手帳の国民年金印紙貼付欄も切り取って社会保険事務所に送付され、納付記録の確認を行っていたことから、

申立人の国民年金手帳が処分されたとしても、このことにより保険料を納付した記録が無くなることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年12月まで

私は、退職した直後の昭和48年2月ごろに、共済組合から国民年金への切替手続きをすみやかに行った。その後、納付書が自宅に郵送され、私が区役所の窓口、区役所の出張所、最寄りの銀行窓口で国民年金保険料を納付した。

昔のことで自分の記憶だけが頼りであるが、私が公立学校で給与事務をしていた経験や自分の生き方、考え方からは、未納があったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月ごろ、共済組合から国民年金への切替手続きを遅滞なく行ったと主張し、年金手帳についてはオレンジ色以外の色のものを交付された記憶がないと述べているところ、申立人が居住していた区では、オレンジ色の年金手帳は49年11月以降に発行され、それより前は国防色であったことから、申立人が記憶している年金手帳の色と、申立人が切替手続きを行ったとする時期に発行されていた国民年金手帳の色とが一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月以降に払い出されており、その時点では、申立期間の一部である48年2月から同年9月までは時効により保険料を納付できない期間である上、過年度納付が可能である48年10月から49年12月までの保険料を^{さかのぼ}遡って納付したかどうかについて、申立人の記憶は曖昧である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年8月までの期間及び51年6月から55年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月から49年8月まで
② 昭和51年6月から55年2月まで

私は、昭和48年2月ごろ、国民年金の加入手続を行った。その後、納付書が自宅に郵送され、夫が区役所の窓口、区役所の出張所、最寄りの銀行窓口で国民年金保険料を納付した。

夫が公立学校で給与事務をしていた経験や夫の生き方、考え方からは、未納があったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年2月ごろ、申立人の夫が国民年金の加入手続を行ったと主張し、年金手帳についてはオレンジ色以外の色のものを交付された記憶がないと述べているところ、申立人が居住していた区では、オレンジ色の年金手帳は49年11月以降に発行され、それより前は国防色であったことから、申立人が記憶している年金手帳の色と、申立人の夫が加入手続を行ったとする時期に発行されていた国民年金手帳の色とが一致しない。

また、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年9月20日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付できない期間である上、社会保険庁のオンライン記録で複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間①及び②に申立人に該当する記録は無く、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関

連資料(家計簿、確定申告書等)も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 12 月まで

私は、現在の住所地に転居してきた時、国民年金保険料の未納期間があることを知ったので、役場で保険料を納付した。家計簿にも国民年金保険料を支払ったことを記載しているので、記録の訂正をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在の住所地に転居した後、昭和 63 年 3 月に申立期間の保険料を役場において納付したとしているが、申立人が所持している国民年金手帳には、55 年 2 月 15 日に被保険者資格（任意）を喪失し、61 年 1 月 8 日に被保険者資格（任意）を取得している旨が記載されており、申立期間は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、被保険者資格が任意加入であることから、制度上、加入手続を行った日より前の期間の保険料を納付することができない上、申立期間は、申立人が保険料を納付したとする 63 年 3 月から起算して 2 年以上経過しており、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、町役場が保管する申立人の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録にも、申立人の被保険者資格の得喪に関して同じ日付が記録されており、行政側の資格記録の管理に不自然なところはみられない。

加えて、家計簿には「役場 年金 48,200」との記載があるものの、他方、家計簿に添付されているメモ書きをみると、年金 48,000 円との記載があり、当該金額は、特別収入 300,000 円など他の収入項目と合算され、これら収入項目の合計と、車の購入経費などの支出項目の合計とが一致することから、国民年金保険料の納付に充てたものではなく収入であると考えられる上、この金額 48,000 円は、申立期間の保険料額 79,320 円とも相違していることか

ら、家計簿の記載は申立期間の保険料を納付したことを示すものではないと推認できる。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月及び同年 5 月

平成 19 年 6 月に、自宅に保管していた領収書を見て、国民年金保険料を二重に納付していることに気付き社会保険事務所に照会したが、既に還付金を支払済みであるとの回答であった。私は、還付金を受け取った覚えはない。還付金の送金支払の書類を出してもらえないのであれば、納得することはできない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している国民年金保険料領収証書により、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 62 年 6 月 12 日及び同年 9 月 11 日の 2 回にわたり納付していたことが確認できる。

しかし、昭和 62 年 6 月 12 日に納付された申立期間の国民年金保険料については、社会保険事務所が保管している領収済報告書により還付の事前決定がなされていることを確認することができる上、社会保険事務所のオンライン記録では、同年 7 月 1 日に決議を経て、同年 10 月 29 日に送金通知書が作成されていることを確認することができることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて事務処理上の不自然さは見られない。

また、A 市が保管する国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所のオンライン記録に記載されている還付対象期間は一致している上、還付金額にも誤りは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 54 年 3 月まで
学生だった私に代わり、母が加入手続を行い、自分の保険料と一緒に私の分も納付したと何度も聞いている。事実、申立期間について、母は納付が記録されている。未納とされている 46 か月の国民年金の納付記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身の 20 歳の誕生日直後に、当時学生であった申立人に代わり母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料についてもすべて母親が納付し続けてくれたと主張しているところ、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与していないため、父親が亡くなり、現在、母親からも当時のことを確認できない状況にあることから、国民年金の加入手続の時期や保険料の納付方法、納付した保険料の金額等の状況が不明である。

また、申立人が申立期間当時から居住している住所地の A 市役所には、申立人の名前に該当する国民年金被保険者名簿が無く、申立人が国民年金に加入し保険料を納付していた形跡が無い上、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿でも、申立期間に申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無い。

さらに、社会保険庁のオンライン記録で氏名検索を行っても申立人に該当する記録は無く、申立期間に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から40年3月まで

私は、昭和36年10月に結婚したが、義母がいつも「息子の分と一緒に掛けてあるよ」と言っていた。昭和38年12月にA市へ転居した時、義母から「国民年金保険料の続きを掛けるように」と言われたが、市役所に手続に行くのを忘れていた。その後、市役所から連絡があり、その時に国民年金保険料の続きを掛けたが、夫の国民年金の記録だけが納付とされ、私の記録が未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年8月19日に払い出されており、これより以前に申立人に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、申立期間の一部については時効により納付することはできない。

また、A市役所が保管している国民年金被保険者カードによると、申立人の夫の同カードには、昭和40年8月19日に住所変更の処理がなされ、備考欄に前住所地の記載があるが、申立人の同カードには、同日に資格取得届の処理がなされ、備考欄には前住所地の記載は無いことから、この時、申立人は、初めて国民年金の加入手続をしたものと推認される。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。